

第2回スタートアップ・投資WG

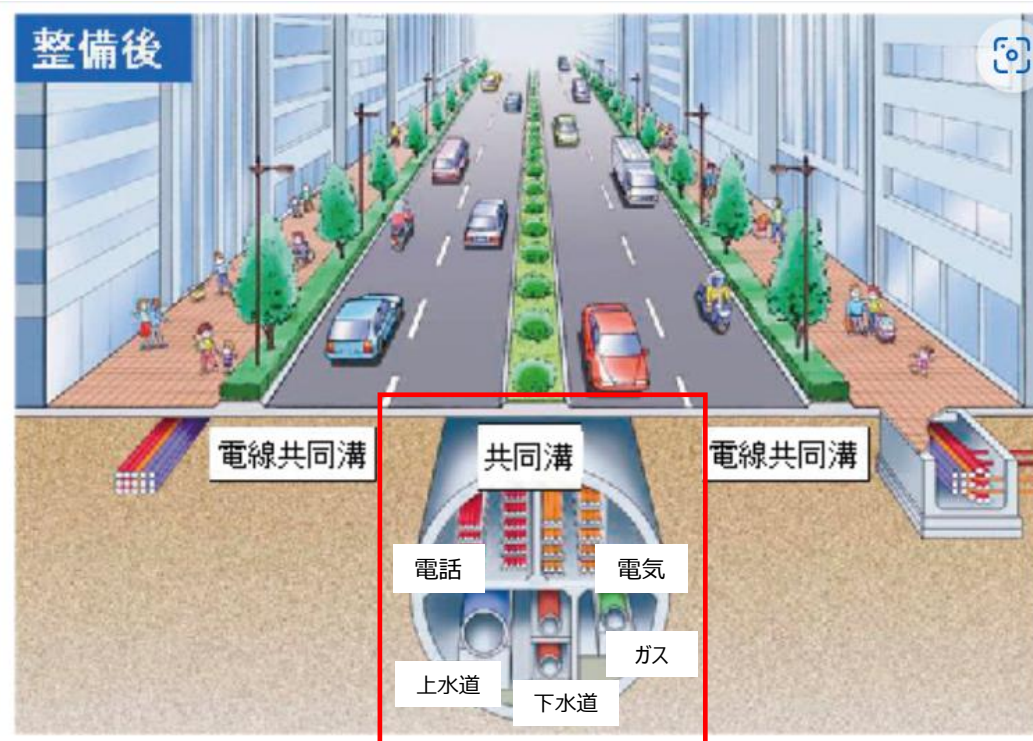
事務局参考資料

1. 用語等（収容空間・光ファイバーの芯線等）

(1)道路・河川の収容空間の種類(国・地方公共団体)(1/4)

①共同溝

二以上の公益事業者の公益物件（電線（電力線・通信線）、ガス管、水管、下水道管）を収容するため道路管理者が道路の地下に設ける施設。（共同溝の整備等に関する特別措置法第2条第4項、第5項）

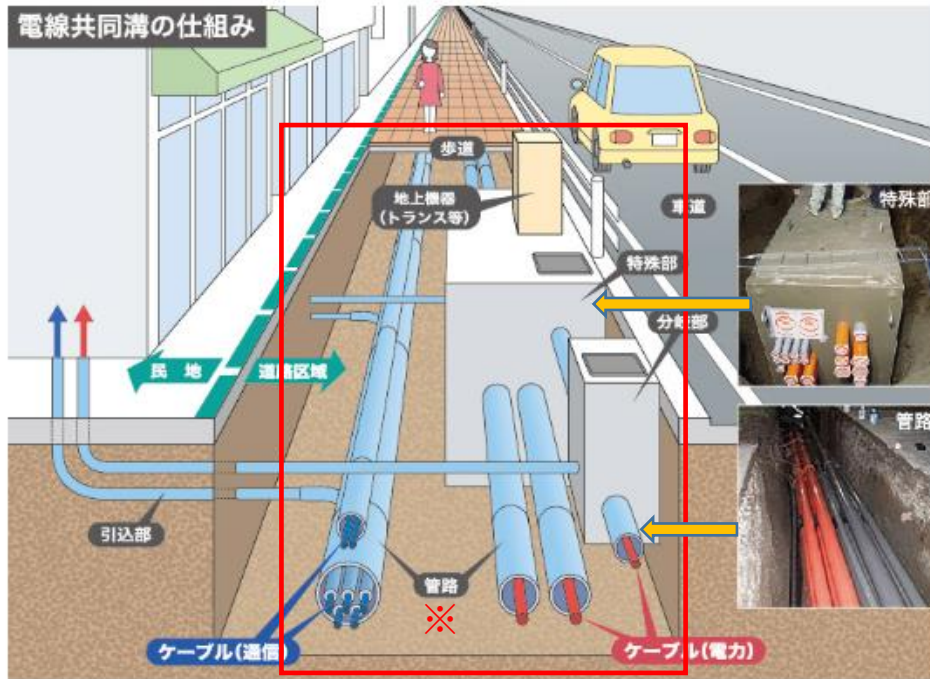


(出典) 国土交通省関東地方整備局ホームページより
<https://www.ktr.mlit.go.jp/toukoku/toukoku00033.html>

(1)道路・河川の収容空間の種類(国・地方公共団体)(2/4)

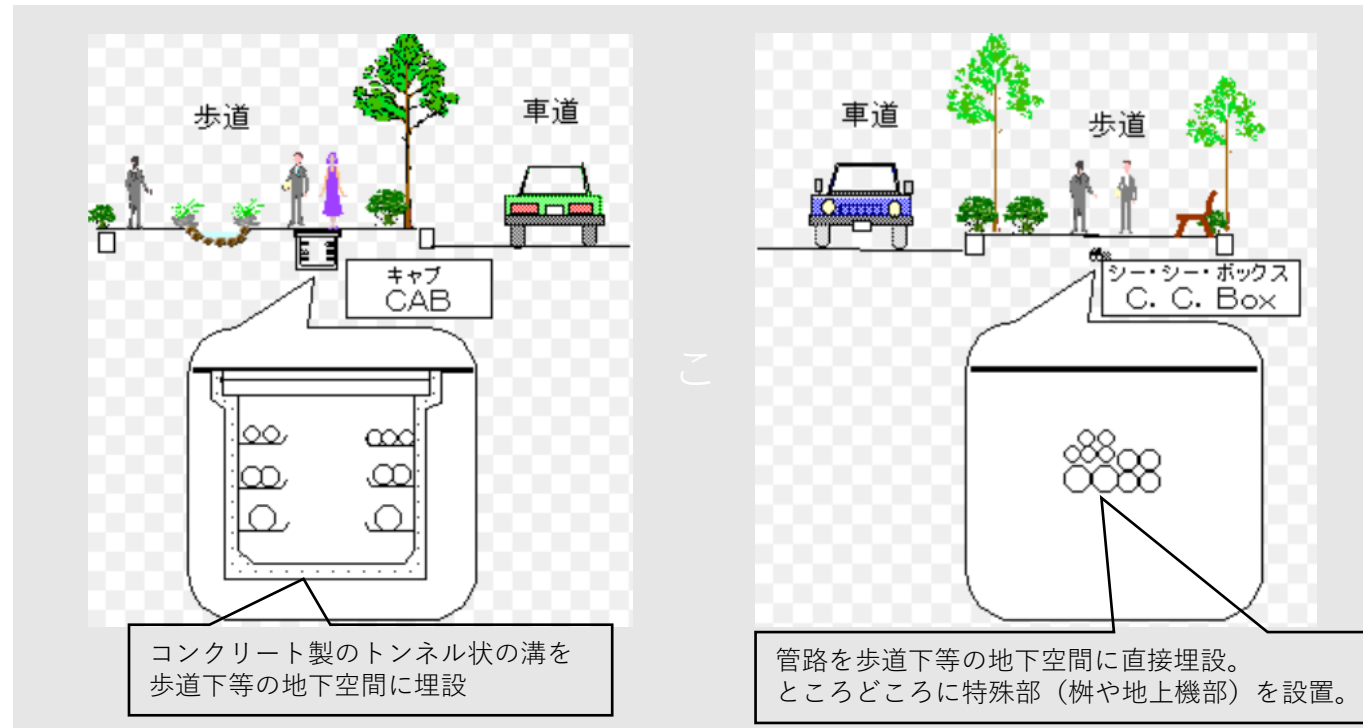
②電線共同溝

電線の設置及び管理を行う二以上の者の電線(電力線・通信線)を収容するため道路管理者が道路の地下に設ける施設。(電線共同溝の整備等に関する特別措置法第2条第3項)



※管路：電線（電力線・通信線）を地下に埋設するための専用の管

(参考) 電線共同溝の種類 (CABとC.C.BOXの違い)



コンクリート製のトンネル状の溝を歩道下の地下空間に埋設

管路を歩道下の地下空間に直接埋設。ところどころに特殊部(柵や地上機部)を設置。

(出典) 国土交通省中部地方整備局ホームページより
https://www.cbr.mlit.go.jp/joho_box/muden/

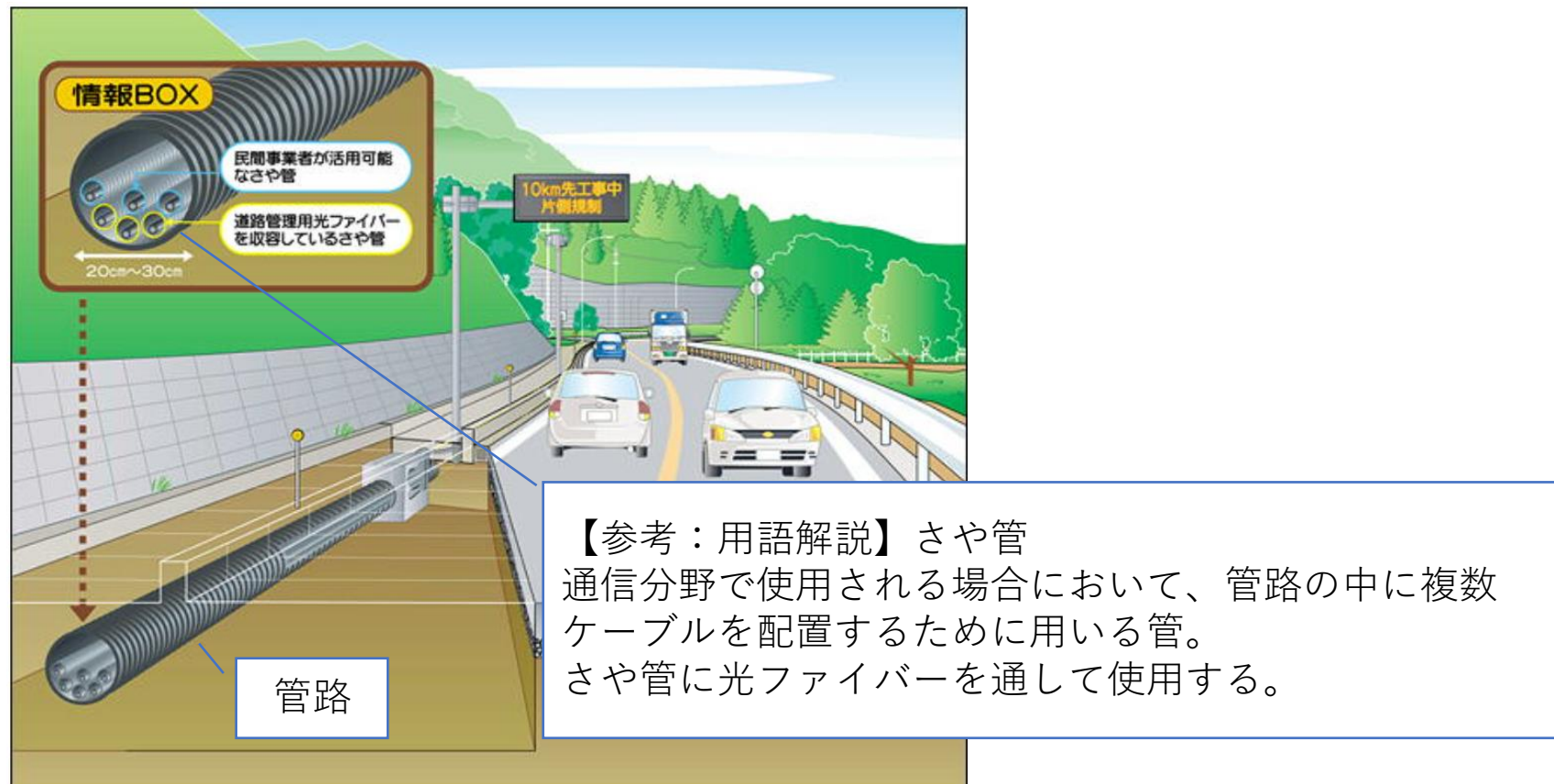
(出典) 福島県ホームページ掲載図をもとに、事務局にて注釈を加筆
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41035d/densenkyoudou.html>

(1)道路・河川の収容空間の種類(国・地方公共団体)(3/4)

③情報ボックス

道路の監視、道路利用者への情報提供等のための道路管理用光ファイバーを収容する施設として、道路管理者が設置したものであり、空いているさや管を電気通信事業者等に開放している。

※電線共同溝、共同溝との最大の違いは、道路管理者が使用する目的で設置した点である。

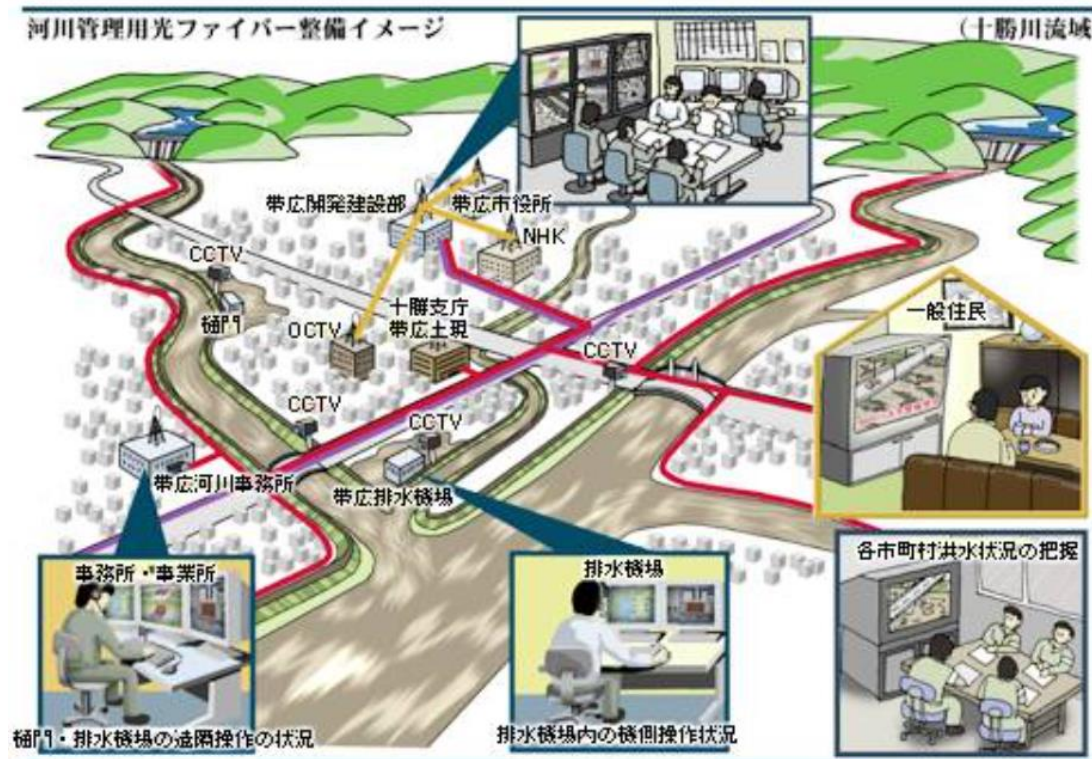


(出典) 国土交通省中部地方整備局ホームページより
https://www.cbr.mlit.go.jp/joho_box/jouhou/about.html

(1)道路・河川の収容空間の種類(国・地方公共団体)(4/4)

④河川管理用光ファイバー収容空間

洪水時における河川の状況の把握等のための河川管理用光ファイバーを収容する施設として、河川管理者が設置したもののうち、河川管理者が当面使用する予定のない空間を河川管理用光ファイバー収容空間として電気通信事業者等に開放している。

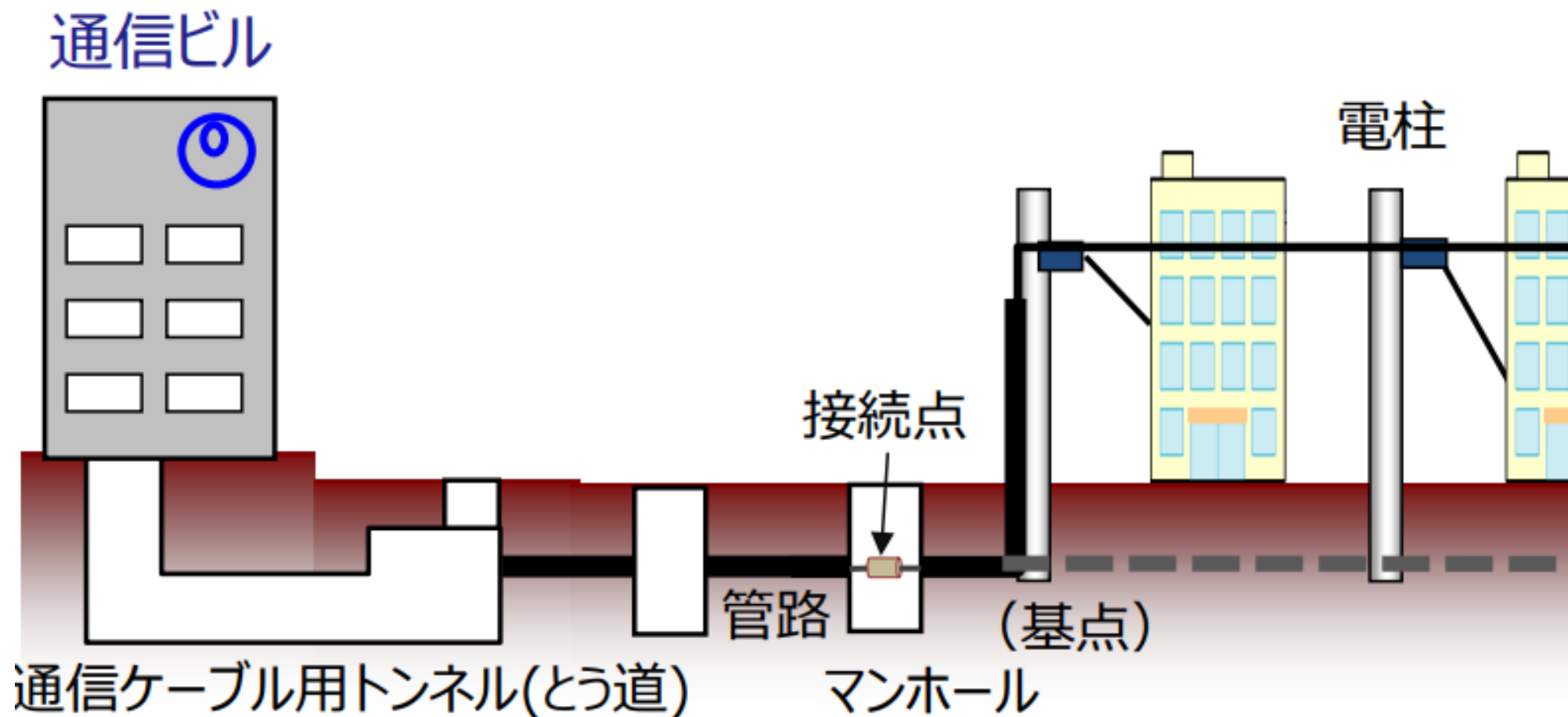


(出典) 国土交通省北海道開発局ホームページより
<https://www.hkd.mlit.go.jp/ob/tisui/tisuijigyou/t13.html>

(2) 公益事業者が設置する収容空間

⑤ 公益事業者が設置する光ファイバー収容空間（一例）

公益事業者が、光ファイバー等を収容等する施設として自ら設置するもの。



(出典) 国土交通省無電柱化推進のあり方検討委員会平成29年度第3回配布資料より
<https://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-council/chicyuka/pdf03/07.pdf>

(3)光ファイバーの芯線

- 光ファイバーの芯線

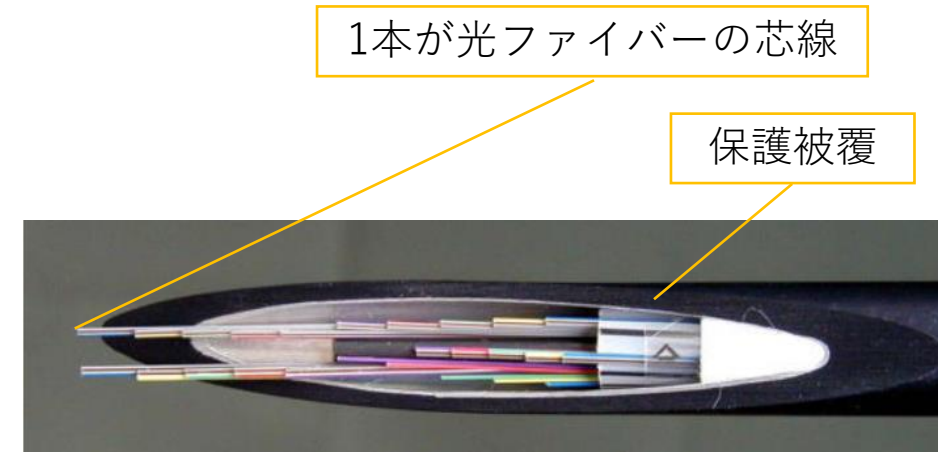
一般的に、石英ガラス等で製造される光ファイバーは保護被覆で覆われた「光ファイバーの芯線」の状態で使用。光ファイバーケーブルは、複数の光ファイバーの芯線で構成されている。

※【参考】光ファイバーの芯線単位で貸出を行う場合、「芯線貸し」とも呼ばれている。

- 道路・河川の収容空間に道路管理者や河川管理者が自らが使用する目的で整備した光ファイバーの芯線のうち、未使用の光ファイバーの芯線※を貸出している。

※【参考】未使用の光ファイバーの芯線のことを、「ダークファイバー」と呼ぶ。

- また、公益事業者も所有する光ファイバーの芯線のうち、未使用の光ファイバーを貸出している場合がある。



(出典) 内閣府沖縄総合事務局ホームページ掲載写真をもとに事務局にて注釈を加筆

http://www.dc.ogb.go.jp/kyoku/about/road/joho_box/q2.html

2. 収容空間等の公表状況等

現状と課題

対象の分類

	国・地方公共団体 (道路・河川)	公益事業者 (電気通信事業者、電力事業者、鉄道事業者)
収容空間	I	II
光ファイバーの芯線	III	IV

I. 国・地方公共団体の収容空間情報の公表状況

【位置情報等について】

○国が管理し、事業者等へ開放している道路・河川の収容空間は、インターネット上にて位置情報、空き状況等を一定程度公開。

【課題】情報更新が1年単位であり、また、現状、区間の起点と終点が文字で表示され、大まかなルートが公開されているのみであるため、空いている具体的・詳細な区間の位置情報も地図上で正確にわからない。（設備の管理者に確認が必要）



事務所名をクリックすると表示

収容空間整備状況						
大阪国道事務所						
【収容空間】（令和5年3月末現在）						
施設	種別	名称	区 間 起点 ~ 終点	延長 (km)	さや管径 (mm)	民間貸出 可能さや 管条数
道路	一般国道	1号	枚方市長尾峠町~守口市佐太西町	16.84	50	4
道路	一般国道	1号	枚方市南中振~守口市大日町	6.39	50	0
道路	一般国道	1号	守口市大日町~守口市大日町	0.6	80	0
道路	一般国道	1号	守口市大日町~守口市大日町	0.4	50	5
道路	一般国道	1号	守口市大日町~守口市八雲東町	0.375		0

（出典）国土交通省「河川・道路管理用光ファイバの民間事業者等への開放」
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/tk_000048.html

○地方公共団体が管理し、事業者等へ開放している道路・河川の収容空間は、インターネット上にて位置情報、空き状況等が開示されていない。

【課題】設備の管理者のもとに赴き、位置情報、空き状況、手続方法を確認することが必要

I. 国・地方公共団体の収容空間等を使用する際の手続

○国や地方公共団体が管理する収容空間の使用（参入）に当たっては、収容空間に応じた占有許可申請（電線共同溝の占有許可、河川の占有許可等）が必要

【課題】利用頻度の高い電線共同溝の占有申請、河川の占有申請（河川管理用光ファイバー収容空間使用時）について、様式にばらつきがあり、WEBによるオンライン化も未実施。

【参考：取組状況】

・電線共同溝の占有申請（電線共同溝特措法第4条第1項、第11条第1項）

平成8年に標準様式を定めて通知。規制改革実施計画（令和4年6月7日）に従い、様式統一・オンライン化について対応を進めているが、一部の道路管理者において標準様式が利用されておらず、またeメールによるオンライン化となっている。

・河川の占有申請（河川法第24条、第26条）

河川法施行規則第12条、第15条にて様式を規定しているが、一部の地方公共団体においてその様式が利用されておらず、またeメールによるオンライン化となっている。

（補足）道路の占有申請（道路法第32条） ※情報ボックスの使用に係る申請

規制改革実施計画（令和5年6月16日）に則り、申請項目を統一した上で、e-GOVによるオンライン化を対応中。

【参考】「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)(抄)

(P27～32)

1. 生産性向上・供給力強化を通じて潜在成長率を引き上げるための国内投資の更なる拡大
(3) G X・D Xの推進及びA Iの開発力強化・利用促進に資する基盤整備

G X・D X分野の国内投資を拡大することは、持続的な経済成長を実現する観点から重要である。そして、A Iは、G X・D Xのみならず、様々な領域でイノベーションを起こす可能性を秘めたツールとなる。社会課題解決と経済成長を同時に実現する「新しい資本主義」の確立に向け、G X・D X分野の国内投資を拡大するとともに、G X・D Xを含むあらゆる分野での社会変革を推進するため、我が国のA I開発力の強化やA Iに係るルール整備に取り組む。

(略)

光ファイバー整備の円滑化のため、道路や河川における収容空間等の情報について、新たに地方公共団体も含め集約・統一し、インターネット上で公開するとともに、収容空間等の使用に伴う許認可手続について、様式の統一やW E Bによるオンライン化を行う。

Ⅱ. 公益事業者の収容空間の貸し出し状況

○公益事業者（対象：電気通信事業者、電力事業者、鉄道事業者）の持つ収容空間の貸出については、総務省が「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」を策定（平成13年4月）

【課題】ガイドラインでは、公益事業者の収容空間の位置情報、空き状況等については、設備保有している公益事業者に調査申込みをすることとなっている（位置情報等の公開についての記載はなし）。公益事業者からの回答は原則として2ヶ月以内とされているが、調査回答後に初めて使用可否状況が明らかにされるため、ルート設計の手戻りが発生する場合がある。

【参考：「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」について】

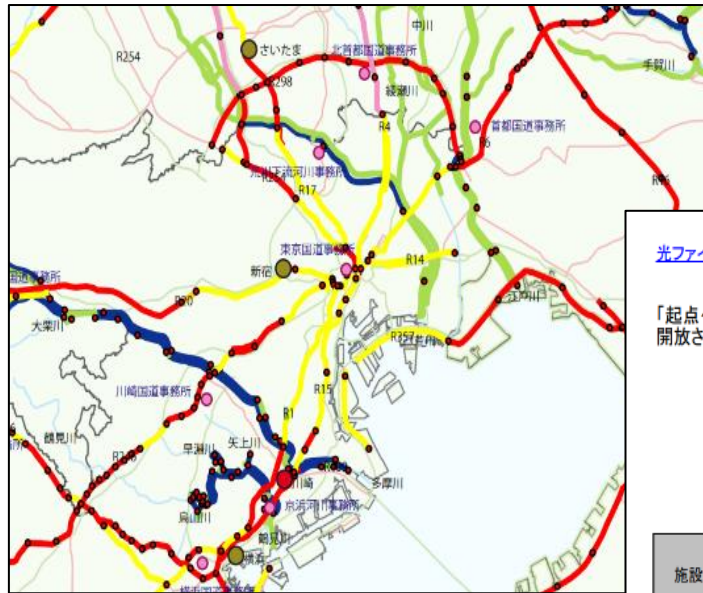
認定電気通信事業者による線路敷設等の円滑化を図り、超高速インターネットの整備に不可欠な光ファイバー網の整備等を推進し、もって利用者の利益、国民の利便の向上に資することを目的として策定。

電気通信事業法第128条第1項に規定する他人の土地等の使用权に関する協議の認可・裁定の運用基準として機能することとなるもの。

Ⅲ. 国・地方公共団体の光ファイバーの芯線情報の公開状況

○国が管理し、事業者等へ開放している道路・河川の光ファイバーの芯線は、インターネット上にて位置情報、空き状況等を一定程度公開。

【課題】情報更新が1年単位であり、また、現状、区間の起点と終点が文字で表示され、大まかなルートが公開されているのみであるため、空いている具体的・詳細な区間の位置情報も地図上で正確にわからない。（設備の管理者に確認が必要）



事務所名をクリックすると表示

光ファイバ開放状況(SM, DSF) 東京国道事務所
事務所名をクリックすると事務所HPにリンクします。

「起点～終点」の地先名が色付きとなっているものをクリックすると開放されている分岐可能箇所(クロージャ等)の位置図が表示されます。

[▲開放状況等に関する問合せはこちら](#)

【SM】(令和5年3月末現在)

施設	種別	名称	起点～終点	延長(km)	1テープ当り芯線数	利用可能芯線数
道路	一般国道	17号BP	練馬区北町3丁目 ～ 板橋区三國2丁目	3.5	2	16
道路	一般国道	246号	世田谷区上馬3丁目 ～ 世田谷区瀬田3丁目	3.4	2	12
道路	一般国道	254号	板橋区中丸町 ～ 練馬区北町5丁目	5.7	4	16

(出典) 国土交通省「河川・道路管理用光ファイバの民間事業者等への開放」
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/tk_000048.html

○地方公共団体が管理し、事業者等へ開放している道路・河川の光ファイバーの芯線は、インターネット上にて位置情報、空き状況等が開示されていない。

【課題】設備の管理者のもとに赴き、位置情報、空き状況を確認することが必要

IV. 公益事業者の光ファイバーの芯線の貸し出し状況

○電気通信事業者は、他の電気通信事業者から、電気通信回線設備（光ファイバーを含む。）の接続の請求をされた場合、電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき等を除き、応じなければならない。（電気通信事業法第32条）

○特に、NTT東日本・西日本（以降、「NTT東西」と呼ぶ）が設置する第一種指定電気通信設備については、他の電気通信事業者の設備と第一種指定電気通信設備の接続に関する約款（接続料、接続に関する技術的条件等）を定める（設定・変更には総務大臣の認可が必要）こととなっている（同第33条）。

【補足：第一種指定電気通信設備】

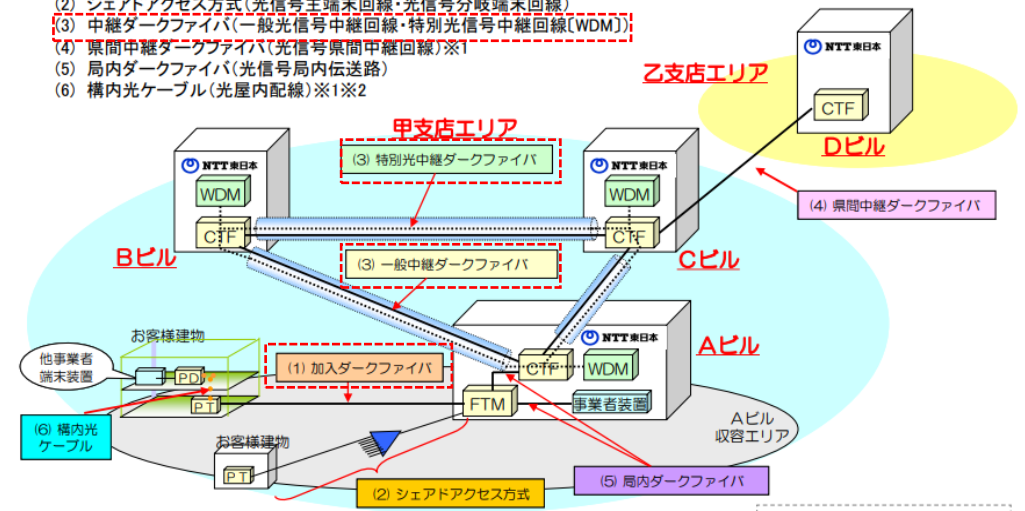
- ・ 業務区域ごとのシェアが50%超の加入者回線（光ファイバーを含む。）などの設備であって、総務大臣が指定するもの。
- ・ 事務局において聴取した事業者によると、データセンター間通信で利用する第一種指定電気通信設備は「加入光ファイバ」、「中継光ファイバ」。（右図参照）
- ・ 第一種指定電気通信設備制度は、競争促進と利用者利便の確保等を図るための「特別な接続ルール」として、1997年の電気通信事業法改正で導入。

2. 光ファイバ設備の構成

ダークファイバ全体構成図

光ファイバは、全て1芯単位で提供し、提供形態には、下記の6つの形態があります。

- (1) 加入ダークファイバ(端末回線伝送機能)
- (2) シェアドアクセス方式(光信号主端回線・光信号分岐端末回線)
- (3) 中継ダークファイバ(一般光信号中継回線・特別光信号中継回線[WDM])
- (4) 東間中継ダークファイバ(光信号東間中継回線)※1
- (5) 局内ダークファイバ(光信号局内伝送路)
- (6) 構内光ケーブル(光屋内配線)※1※2



※1 非指定電気通信設備との接続における非指定約款に基づかない協定編にて提供
 ※2 既に設置された当社の屋内光ケーブルがあり、かつ提供可能な空きが存在する場合に提供

3. その他参考

収容空間の種類一覧

種別	区分	施設名	収容物	管理者	使用者	使用に関する法令等	公開状況
国・地方公共団体	道路	電線共同溝	電線（電力線、通信線）	道路管理者	事業者 （2つ以上）	電線共同溝特措法第4条第1項、第11条第1項	国：一定程度は公開 地方公共団体：非開示
		共同溝	電線（電力線、通信線）、上下水道、ガス	道路管理者	公益事業者 （2つ以上）	共同溝の整備等に関する特別措置法第12条第1項	国：一定程度公開 地方公共団体：非開示
		情報ボックス	①道路管理用光ファイバーケーブル ②通信線 ※②は空きがある場合に収容可能	道路管理者	①道路管理者 ②事業者	道路法第32条	国：一定程度公開
	河川	河川管理用光ファイバー収容空間	①河川管理用光ファイバーケーブル ②通信線 ※②は空きがある場合に収容可能	河川管理者	①河川管理者 ②事業者	河川法第24条、第26条	国：一定程度公開 地方公共団体：非開示
公益事業者	—	電柱、管路等		設備保有者	①設備保有者 ②事業者	公益事業者の電柱・管路の使用に関するガイドライン	個別開示

公益事業者の収容空間、光ファイバーの芯線の貸出、位置情報の公開状況(例)

区分	企業	収容空間		光ファイバーの芯線		備考
		貸出	位置情報公開	貸出	位置情報公開	
電気通信	第一種指定電気通信設備設置事業者	○	×	○	※	※サイトにログインすると始点・終点の位置情報が取得可能 (事前にNDA締結が必要)
	一部の通信事業者	○	×	○	×	
電力	関東の電気事業者	○	×	○	×	
	東北の電気事業者	○	×	○	×	
	関西の電気事業者	○	×	○	×	芯線貸出はグループ企業（電気通信事業者）にて実施
鉄道	関東の鉄道事業者	○	×	○	○	
	関西の鉄道事業者	○	×	○	○	芯線貸出はグループ企業（電気通信事業者）にて実施
	関東の私鉄事業者	○	×	○	○	
	関東の地下鉄事業者	○	×	○	○	

※内閣府事務局調べ

諸外国における関連する取組

オーストラリア、シンガポールでは、日本とは異なり収容空間や貸出している光ファイバーの芯線を利用せずに自ら掘削して光ファイバーを整備しているが、掘削時に既存埋設物を破損しないために埋設物の情報管理や調査方法の明確化をしている。

○オーストラリア

- ・ 工事時の地下埋設物の物的損害軽減を目的に、非営利団体であるBYDA (Before You Dig Australia) が、会員企業の埋設されたインフラ情報を管理。
<https://www.infrastructure.gov.au/department/media/publications/before-you-dig>
- ・ 光ファイバーを埋設して敷設する前に、BYDAに問い合わせを行うと、BYDAから埋設物の情報や工事計画の情報が無料で提供される（窓口の一本化）。
- ・ オーストラリアの通信省によって支援されている。
- ・ ニューサウスウェールズ州では、工事を行う前にBYDAに問い合わせを行うことを義務化している。



○シンガポール

- ・ 情報通信メディア開発庁(IMDA)が、通信ケーブルの掘削・埋設工事前のプロセスを9ステップに明確化・標準化
- ・ 掘削前に電気通信ケーブル検出作業員が他事業者の埋設済の光ファイバーを調査し、他事業者との調整を支援。

<https://www.imda.gov.sg/regulations-and-licensing-listing/earthworks-requirements>



電線共同溝等の占用申請における様式の差異(1/2)

○電線共同溝の占用許可申請書（添付資料）

【平成8年2月20日付け建設省道政発第28号建設省道路局路政課長通達による標準様式】

【某地方公共団体の様式】

敷設計画書		
路線名	一般国道〇〇号	
電線共同溝を整備すべき道路として指定された区間	自：〇〇市〇区〇〇町〇〇番地 至：〇〇市〇区〇〇町〇〇番地	
敷	敷設区間	自 (上り) 自 (下り) 至 至
	電線の種類	通信線 電力線
設	電線の数量（延長、亘長及び条数）	
計	電線の構造	外形 (mm) 光ケーブル 同軸ケーブル その他
	電線共同溝に電線を敷設する予定期間	
画	敷設年次計画	
	電線及び電柱の撤去完了予定時期	〇〇年〇月
既埋設物件		

敷設計画書		
電線共同溝名		
路線名		
電線共同溝を整備すべき道路として指定された区間	自:	
	至:	
敷	敷設区間	自: 至:
	電線の種類	
設	電線の数量（延長・亘長及び条数）	(延長 m 亘長 m 条数 条) (将来追加) (延長 m 亘長 m 条数 条)
	電線の構造	
計	電線共同溝に電線を敷設する予定期間	
	敷設年次計画	
画	電線及び電柱の撤去完了予定時期	
	電線共同溝内の既許可部分等	

電線共同溝等の占用申請における様式の差異(2/2)

○河川の占用許可申請書（別記様式第八の（乙の4）部分）

【河川法施行規則の様式】

(乙の4)

(工作物の新築、改築、除却)

- 1 河川の名称
- 2 目的
- 3 場所
- 4 工作物の名称又は種類
- 5 工作物の構造又は能力
- 6 工事の実施方法
- 7 工期
- 8 占用面積
- 9 占用の期間

【某地方公共団体の様式】

(乙の4) (工作物の新築、改築、除却)

- 1 河川の名称
- 2 目的
- 3 場所
- 4 工作物の名称又は種類
- 5 工作物の構造又は能力
- 6 工事の実施方法
- 7 工期
- 8 占用面積又は数量
- 9 占用の期間
- 10 前回許可年月日及び許可番号（新規以外の場合）

(参考) ローカルルール見直しに係る基本的考え方 (令和5年6月1日規制改革推進会議) ※抜粋

4. 今後の取組方針

(1) . 既存の制度におけるローカルルール見直し
規制改革推進会議は、各府省に対し、上記の基本的考え方に従い、不適切なローカルルールの見直しに取り組むことを要請する。また、規制改革推進会議においては、当面の取組みとして、事業者団体等に対し調査等を行い、事業者から合理的な理由なく国民や事業者に過大な負担を課しているとの指摘があったローカルルールのうち以下の基準に該当するものについて、必要に応じ地方公共団体の協力も得て優先的に法令所管省庁と調査審議し、法令所管省庁において地方公共団体の意見を聞くことなどにより地域における実態等を把握した上で、性質上、全国的に共通の取扱いとすべき場合には、前記2. 及び3. の考え方に則り、技術的助言のかたちで運用のガイドライン等を周知することや、法令改正をすること等の必要な措置を講ずる。

・基準1：書式・様式の統一

民間事業者によるデジタル技術を用いた業務効率化や行政自身のデジタル化を推進するため、書式・様式について、できる限り全国的な統一化を図る必要があると指摘されたもの。

・基準2：システム・データベースの標準化

システムやデータベースの整備が利用者及び地方公共団体の双方にとって合理的なものとなるよう、地方におけるシステム設計・データ設計の標準案や運用のガイドライン等を技術的助言として示す必要があると指摘されたもの。

・基準3：全国共通の取扱い及びそれに関する情報提供

不適切なローカルルールに該当する可能性があることから、法令所管省庁において、全国共通の取扱いとすべきかどうかについて検討する必要があると考えられるもの。また、法令所管省庁から地方公共団体に対し、全国共通の取扱いと異なるローカルルールの内容を公開することや、理由の明示を行うよう助言することが必要であると指摘されたもの。

(参考) ローカルルール見直しに係る基本的考え方 (令和5年6月1日規制改革推進会議) ※抜粋

○地方公共団体の情報公開に関する参考事例

(参考) ローカルルール見直しに向けた近時の主な取組みの事例

(4) . 消防の設備等に関する基準の公開・統一について消防用設備等や危険物施設の設置等に関する行政指導指針に相当するもの(以下、「指針等」)を公開していない地方公共団体が存在しており、これらに関する事業を行う者の負担となっている。そのため、消防庁に対し、地方公共団体における指針等の策定・公表状況の把握、その結果も踏まえた公表の助言、及び助言後のフォローアップを求めた。また、地方公共団体ごとの危険物に関する基準に係る運用の差異の見直しに向けた必要な措置(危険物の規制に関する政令第9条第1項第12号の規定に関する省令改正等)を講じることを求めた。

○地方公共団体の様式統一・WEBによるオンライン化に関する参考事例 (様式統一については、前頁の基準1に該当)

(参考) ローカルルール見直しに向けた近時の主な取組みの事例

(2) . 保育所入所時の就労証明書作成等手続の負担軽減
保育所入所を希望する保護者の雇用主によって作成される就労証明書は、国が定める標準的な様式が導入されているものの、その利用の徹底が図られておらず、雇用主に大きな負担が生じているほか、雇用主が就労証明書を地方公共団体にオンラインで提出することも選択できない。これらの状況を受け、以下の措置を求めた。

・こども家庭庁(当時の内閣府)に対し、標準的な様式を全ての地方公共団体において原則使用とする法令上の措置

・こども家庭庁(当時の内閣府)及びデジタル庁に対し、雇用主がオンラインで提出することも選択できるよう、全ての地方公共団体における原則オンライン化の実現に向けた法令上の措置

・こども家庭庁(当時の内閣府)及びデジタル庁に対し、API等によるデータ連携を可能とすること、及び就労証明書を「様式」ではなく「データ項目」として定めることを検討し、所要の措置